

こしがやSDGsパートナーオリジナルロゴマーク使用規程

1 趣旨

この規程は、こしがやSDGsパートナーオリジナルロゴマーク（以下「パートナーロゴマーク」という。）の使用その他の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 権利

パートナーロゴマークの著作権等一切の権利は、越谷市に帰属する。

3 使用基準

パートナーロゴマークを使用できる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) こしがやSDGsパートナーとして登録している企業・団体等
もしくは個人
- (2) その他、市がパートナーロゴマークの使用を認めた者

4 使用条件

パートナーロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合は、パートナーロゴマークを使用することが出来る。使用するにあたっては、事前に越谷市環境政策課へ連絡を要することとする。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (3) 特定の個人等の売名に使用すること。
- (4) 営利目的に使用すること。
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
- (6) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。
- (7) 市のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

と。

(8) その他市長が不相当と認めるもの。

5 使用料

パートナーロゴマークの使用料は無料とする。

6 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「4 使用条件」に定める事項に従うこと。

(2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(3) パートナーロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

7 使用者の責任

使用者がパートナーロゴマークの使用により市に損害を与えた場合、市はその賠償を請求することができる。また、パートナーロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに市に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

8 使用の禁止

市は、使用者が「4 使用条件」に定める使用条件に反する使用を行った場合は、使用者に対しパートナーロゴマークの使用を禁止することができる。

9 その他

この使用規程は、市が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用規程が変更された場合、使用者は変更後の使用規程に従わなければならない。

附則 （令和5年3月16日市長決裁）

この規程は、決裁の日から施行する。